

糸満市農業集落排水処理施設早期接続促進事業補助金交付規程

令和5年4月1日

水道管理規程第18号

(趣旨)

第1条 この規程は、快適な生活環境の確保、公共用水域の水質汚濁の防止及び浄化の促進、農業集落排水処理施設の円滑な事業の早期促進を図るため、排水設備工事（新築工事を除く。）を行うものに対し、糸満市農業集落排水処理施設早期接続促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、糸満市補助金等交付規則（昭和54年糸満市規則第25号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程で使用する用語は、糸満市農業集落排水処理施設条例（令和3年糸満市条例第13号。以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業集落排水処理施設 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1項に規定する浄化槽をいう。
- (2) 処理区域内 糸満市水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例（昭和48年糸満市条例第4号）第2条第4項に規定する処理区域をいう。
- (3) 排水設備 条例第2条第1項第3号に規定する排水設備をいう。
- (4) 合併処理浄化槽 浄化槽法第2条第1項に規定する浄化槽をいう。
- (5) 単独浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (6) くみ取り式便所 貯留された汚物を後でくみ取る方式の便所をいう。
- (7) 補助対象工事 農業集落排水処理施設の処理区域内で合併処理浄化槽、単独処理浄化槽又はくみ取り式便所を廃止して行う排水設備工事で、申請年度の12月末日までに完了する工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、糸満市農業集落排水処理施設早期接続促進事業補助金の交付決定を受けている者とする。

2 建物又は土地の所有者の名義が共有している場合については、共有者のうち1人に補

助金を交付する。ただし、管理者が認めた場合は、この限りではない。

(補助金額)

第4条 補助金は、予算の範囲内で別表に掲げる額を交付する。

(補助の期限)

第5条 条例第4条に基づく供用開始の告示した日から起算して2年を経過する日までとする。ただし、市長が認めた場合は、この限りではない。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、糸満市農業集落排水処理施設早期接続促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に糸満市農業集落排水処理施設接続促進事業補助金交付決定通知書の写しを添付して、管理者に提出しなければならない。

(交付決定等の通知)

第7条 管理者は、前条の規定により補助金の交付の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めたときは、糸満市農業集落排水処理施設早期接続促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）を、補助金の交付が不適當であると認めるときは、糸満市農業集落排水処理施設早期接続促進事業補助金不交付通知書（様式第3号）を申請者に通知するものとする。

(計画変更及び辞退届)

第8条 前条の補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）が第6条の申請及び前条の決定内容を変更する場合若しくは接続工事を中止し、又は補助金の交付を辞退しようとするときは、糸満市農業集落排水処理施設早期接続促進事業補助金計画（変更・中止）届出書（様式第4号）又は糸満市農業集落排水処理施設早期接続促進事業補助金交付辞退届出書（様式第5号）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助工事が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象工事の遂行が困難となった場合は、速やかに管理者に報告してその指示を受けなければならない。

(完了報告)

第9条 補助決定者が、補助金の交付を受けようとするときは、工事の完了後、10日以内に糸満市農業集落排水処理施設早期接続促進事業排水設備工事完了報告書（様式第6号）に糸満市農業集落排水処理施設接続促進事業補助金額確定通知書の写しを添付して、管理者に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第10条 管理者は、前条の規定により完了報告書の提出があったときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、工事の内容が交付決定の内容及びこれらに付した条件に適合するものと認めるときは、補助金の額を確定し、糸満市農業集落排水処理施設早期接続促進事業補助金額確定通知書（様式第7号）により、補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の通知を受けた補助決定者は、速やかに糸満市農業集落排水処理施設早期接続促進事業補助金請求書（様式第8号）により補助金の請求をしなければならない。

2 管理者は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付の取消し)

第12条 管理者は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条第1項の規定による交付決定額の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、管理者は、糸満市農業集落排水処理施設早期接続促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により、補助決定者へ通知するものとする。

- (1) この規程の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(補助金の返還)

第13条 管理者は、前条の規定により交付決定を取り消す旨の決定をしたときは、交付した補助金の全部又は一部を糸満市農業集落排水処理施設早期接続促進事業補助金返還命令書（様式第10号）により、補助決定者に返還を命ずることができる。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分		補助額
合併処理浄化槽を 設置している 建物	補助対象工事費が5万円未満の場合	該当無し
	補助対象工事費が5万円以上10万円未満	当該工事費の額より5万円を差し引いた額

	補助対象工事費が10万円以上	5万円
単独処理浄化槽	補助対象工事費が10万円未満の場合	該当無し
又は汲み取り式 便所を設置して いる建物	補助対象工事費が10万円以上15万円 未満	当該工事費の額より10万円 を差し引いた額
	補助対象工事費が15万円以上	5万円

※当該工事費の額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。